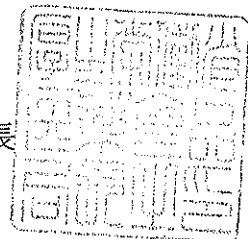


薬食発第0421001号
平成18年4月21日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长 殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

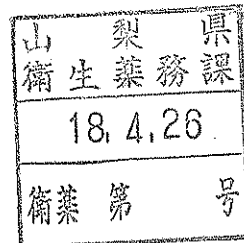
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成18年政令第176号）（別添1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第114号）（別添2）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を毒物から劇物に指定し直したこと。
 - (1) 三塩化チタン及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
 - (1) 三・六・九-トリアザウンデカン-1,4,7-ジアミン及びこれを含有する製剤
 - (2) 2-tert-ブチル-5-メチルフェノール及びこれを含有する製剤
 - (3) ヘキサ-1,4-ジアミン及びこれを含有する製剤
- 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
 - (1) 1,3,5-（三-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル）-5-[メチル（プロ-2-イン-1-イル）アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤
 - (2) 4-シアノ-3,5-ジフルオロフェニル-4-ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤



- (3) ニ・六―ジフルオロー四―（五―プロピルピリミジン―ニール）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (4) ニ―メトキシエチル＝（RS）―ニ―（四―t―ブチルフェニル）―ニ―シアノー三―オキソ―三―（ニ―トリフルオロメチルフェニル）プロパノアート（別名シフルメトフェン）及びこれを含有する製剤

4 施行期日

平成18年5月1日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

劇物に指定された第1の1に掲げるものについては、平成18年5月1日（施行日）現在において存し、かつ、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合も含む。）規定による「医薬用外毒物」の表示がなされているものについては、その表示がなされているかぎり、法第12条第1項の規定は適用されないこととしたこと。

また、新たに劇物に指定された第1の2に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成18年5月1日（施行日）現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成18年7月31日までは、法第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成18年7月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合も含む。）及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うことを指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等の経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外したこと。

- (1) 一―（三―クロロー四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ〔一・五―a〕ピリジン―ニール）―五―〔メチル（プロプ―ニ―イン――イル）アミノ〕―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤
- (2) ニ―メトキシエチル＝（RS）―ニ―（四―t―ブチルフェニル）―ニ―シアノー三―オキソ―三―（ニ―トリフルオロメチルフェニル）プロパノアート（別名シフルメトフェン）及びこれを含有する製剤

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添3及び別添4に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添5のとおりであること。

政令第七十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の四を削り、第六号の五を第六号の四とし、第六号の六から第六号の九までを一号ずつ繰り上げる。

第二条第一項第三十号の五の次に次の一号を加える。

三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(144)を(148)とし、(143)を(147)とし、(142)を(146)とし、(141)を(144)とし、その次に次のように加える。

(145) ニーメトキシエチルⅡ（RS）―ニ―（四―ト―ブチルフエニル）―ニ―シアノー―三―オキソ―三

―（ニ―トリフルオロメチルフエニル）プロパノアート（別名シフルメトフエン）及びこれを含有す

る製剤

第二条第一項第三十二号中(140)を(143)とし、(81)から(139)までを(84)から(142)までとし、(80)を(82)とし、その次に次のように加える。

(83) 二・六―ジフルオロ―四―(五―プロピルピリミジン―ニール)ベンゾニトリル及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(79)を(81)とし、(35)から(78)までを(37)から(80)までとし、(34)を(35)とし、その次に次のように加える。

(36) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ペンチルベンゾアート及びこれを含む製剤
第二条第一項第三十二号中(33)を(34)とし、(27)から(32)までを(28)から(33)までとし、(26)の次に次のように加える。

(27) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―ニール
一五―「メチル(プロプ―ニ―イン―ニール)アミノ」―H―ピラゾール―四―カルボニトリル
(別名ピラクロニル)及びこれを含む製剤

第二条第一項第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二の二 三・六・九―トリアザウンデカン―一・一―ジアミン及びこれ含有する製剤

第二条第一項第八十五号の八の次に次の一号を加える。

八十五の九 二―ト―ブチル―五―メチルフエノール及びこれ含有する製剤

第二条第一項第九十一号の二の次に次の一号を加える。

九十一の三 ヘキサン―一・六―ジアミン及びこれ含有する製剤

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第二条第一項第三十号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による毒物の

表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした新令第二条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行の際現に新令第二条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

5 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第百十四号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年四月二十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の九中 (138) を (140) とし、 (137) を (139) とし、 (136) を (138) とし、 (135) を (136) とし、その次に次のように加える。

(137) ニーメトキシエチルⅡ (RS) ーニー (四ーテーブチルフエニル) ーニーシアノー三ーオキソー三

ー (ニートリフルオロメチルフエニル) プロパノアート (別名シフルメトフェン) 及びこれを含むする製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中 (134) を (135) とし、 (26) から (133) までを (27) から (134) までとし、 (25) の次に次のように加

える。

(26) 一― (三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ〔二・五―a〕ピリジン―ニ―イル)

―五―〔メチル (プロプ―ニ―イン――イル) アミノ〕―H―ピラゾール―四―カルボニトリル
(別名ピラクロニル) 及びこれを含有する製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の三（略）</p> <p>六の四 六の八（略）</p> <p>七 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十一の五（略）</p> <p>三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤</p> <p>三十一（略）</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 26（略）</p> <p>(27) 一 一（三）クロロ四・五・六・七テトラヒドロピラゾロ「 一・五 a」ピリジニール 一五「メチル（プロプーニ 一インーイル）アミノ」一Hーピラゾール四ーカルボニ トリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の三（略）</p> <p>六の四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の五 六の九（略）</p> <p>七 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十一の五（略）</p> <p>三十一（略）</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 26（略）</p>

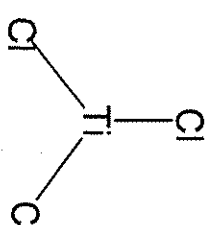
(28) (35) (略)	(36) 四―シアノー三・五―ジフルオロフェニル 四―ペンチルベン ゾアート及びこれを含有する製剤	(37) (82) (略)	(83) 二・六―ジフルオロ―四―(五―プロピルピリミジン―二―イ ル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(84) (144) (略)	(145) 二―メトキシエチル (R,S) ―二―(四―ト―ブチルフェニ ル) ―二―シアノー三―オキソ―三―(ニ―トリフルオロメチル フェニル) プロパノアート (別名シフルメトフェン) 及びこれを 含有する製剤	(146) (148) (略)	三十三―七十二 (略) 七十二の二 三・六・九―トリアザウンデカン―一―一―ジアミン 及びこれを含有する製剤	七十三―八十五の八 (略) 八十五の九 二―ト―ブチル―五―メチルフェノール及びこれを含有 する製剤	八十六―九十一の二 (略) 九十一の三 ヘキサノ―一・六―ジアミン及びこれを含有する製剤	九十二―百九 (略)	2 (略)
(27) (34) (略)		(35) (80) (略)		(81) (141) (略)		(142) (144) (略)	三十三―七十二 (略)	七十三―八十五の八 (略)	八十六―九十一の二 (略)	九十二―百九 (略)	2 (略)

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (25)（略） (26) 一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ 「一・五―a」ピリジニ―ニ―イル）―五―「メチル（プロプ ―ニ―イン――イル）アミノ」―H―ピラゾール―四―カ ルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤 (27) (136) (137) ニ―メトキシエチル (RS) ―ニ―（四―ヒ―ブチルフェ ニル）―ニ―シアノ―三―オキソ―三―（ニ―トリフルオロメ チルフェニル）プロパノアート（別名シフルメトフェン）及び これを含有する製剤 (138) (140) 十二 六十七 (略) (略) </p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (25)（略） (26) (135) (26) (135) (略) (略) (136) (138) 十二 六十七 (略) (略) </p>

劇物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主 な 用 途
三塩化チタン	 <p>TiCl₃ 分子量 154.26 CAS No. 7705-07-9</p>	<p>原体及びこれを含有する製剤</p>	<p>外観：暗紫色六方晶系の潮解性結晶 密度：1.772 (g/cm³25°C) 融点：-30°C 沸点：136.4°C。 蒸気圧：1.33×10³Pa (21.3°C) 溶解性：エタノール、水、塩酸等極性の強い溶媒に可溶。エーテルに不溶。 安定性：常温で徐々に分解する不安定な物質 反応性：大気中で激しく酸化して白煙を発生する。</p>	<p>原体： 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット ♂♀ 130 ※1 (20%三塩化チタン溶液、20%溶液及びその希釈液を 2,000mg/kg 投与) ラット ♂♀ 2,000 ※2 (100%三塩化チタン 0.5%及び 3%希釈液を 10ml/kg 投与) 急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット ♂♀ >2,000 ただし、強い腐食性が観察された ※3</p> <p>※当該物質は、過去に※1の知見に基づき 20%三塩化チタン溶液について経口毒性が130mg/kgであるので、100%では 1/5の26mg/kgと類推されることから、毒物相当（経口毒性 LD₅₀<50mg/kg）の毒性をもつ疑いがあることから、安全性を考慮し、毒物に指定された。今般新たに※2の知見が得られたことから、当該物質は、全身毒性を誘発せず、劇物相当の腐食性※3のみを有すること判定基準 1. (1) ②に該当)が判明したので、劇物に指定し直す。</p>	<p>ポリオレフィン重合剤用触媒</p>

※ 急性毒性：単回投与（曝露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

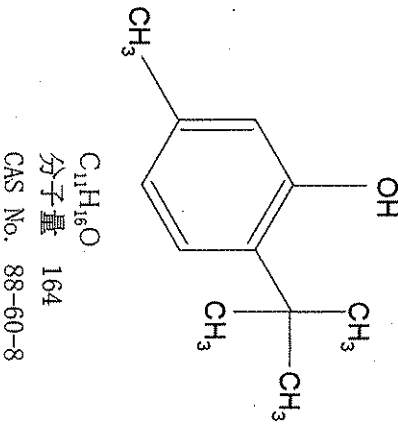
※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) (又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50))：50%致死量（濃度）を表し、投与（曝露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
3, 6, 9-トリリアザリン デカリン-1, 11-ジ アミン	<p> $C_8H_{12}N_5$ 分子量 189.30 CAS No. 112-57-2 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：黄色液体 沸点：320°C 融点：-30～46°C以下 溶解性：水：100% (20°C) 引火点：139°C	原体：(毒性値はOECD SIDS 文書より引用) 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 3,250 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 660, 1,260※ 急性吸入毒性 LC_{50} ラット >9.9ppm/8h 皮膚刺激性 カサギ 腐食性※ 目刺激性 カサギ 強い刺激性※	界面活性剤、 接着剤、農薬

※ 急性毒性：単回投与（曝露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。


※ LD_{50} (Lethal Dose 50) (又は LC_{50} (Lethal Concentration 50))：50%致死量（濃度）を表し、投与（曝露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

※劇物相当の毒性（経皮毒性
 $200\text{mg/kg} < LD_{50} < 1,000\text{mg/kg}$ ）を
 有し、劇物相当の腐食性（判
 定基準1.(1)②及び③に該当）
 を有することが判明したの
 で、劇物に指定する。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途	
2-tert-ブチル-5-メチルフェノール	 <p> $C_{11}H_{16}O$ 分子量 164 CAS No. 88-60-8 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：淡黄色固体 融点：21.3℃ 沸点：244℃ 蒸気圧：3.3Pa (25℃) 溶解度：水 0.42g/L (25±1℃) 安定性：通常の取扱い条件下では安定である。 反応性：塩基類、酸塩化物、酸無水物、酸化剤と反応	原体：(毒性値は OECD SIDS 文書より引用) 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂ 320-800 ♀ 130-320※ 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,200 皮膚刺激性 ラット ♂ 腐食性※ 眼刺激性 ラット ♂ 腐食性※	※劇物相当の毒性 (経口毒性 50mg/kg < LD ₅₀ < 300mg/kg) を有し、かつ劇物相当の腐食性 (判定基準 1. (1) ②及び③に該当) を有することが判明したので、劇物に指定する。	酸化防止剤の中間体

※ 急性毒性：単回投与 (曝露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

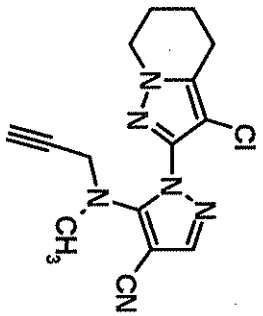
※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) (又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50))：50%致死量 (濃度) を表し、投与 (曝露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途	
ヘキサミン-1, 6-ジアミン	 <p> $H_2N(CH_2)_6NH_2$ 分子量 116.2 CAS No. 124-09-4 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：アミン臭の白色結晶 融点：41℃ 沸点：205℃ 溶解性： 水 800g/L (15.6℃) メタノール 670g/L (20℃) ジエチルエーテル、ベンゼンに微溶 安定性：通常の取り扱い条件下では安定 反応性：酸と反応	原体：(毒性値は OECD SIDS 文書より引用) 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 380-1,127 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,110 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) ラット >0.950 皮膚刺激性 ラギダ [®] 腐食性※ 目刺激性 ラギダ [®] 腐食性※	※劇物相当の腐食性 (判定基準 1. (1)②及び③に該当) を有することが判明したので、劇物に指定する。	ポリアミド (ナイロン66) の原料、イソシアネートの原料

※ 急性毒性：単回投与 (曝露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) (又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50)) : 50%致死量 (濃度) を表し、投与 (曝露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピロジン-2-イル)-5-[メチル(プロゾ-2-イル)-1-1-エール)アミノ]-1-ヒドロゾール-4-カルボニル (別名: ピラクロニル)	 <p> $C_{15}H_{15}ClN_6$ 分子量 314.78 CAS No. 158353-15-2 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀: 白色固体、無臭 (20°C) 融点: 93.1 - 94.6°C 沸点: 263°C(付近からの熱分解により測定不能) 溶解性: 水 50.1mg/L (20°C) n-ヘキサン 0.169g/L (20°C) トルエン 158g/L (20°C) ジクロロメタン >500g/L (20°C) テトラヒドロフラン >500g/L (20°C) メタノール 102g/L (20°C) 酢酸エチル 211g/L (20°C) 安定性: 200°C以上で分解 (空気、大気圧) 反応性: pH1.2では安定 (37°C), pH4.0, 7.0, 9.0において $t_{1/2}$ は1年以上 (25°C)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂ 4979 ♀ 1127 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂ 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) (ダスト、4時間暴露) ラット ♂ 4.97 皮膚刺激性 ラギダ 刺激性なし 皮膚刺激性 ラギダ 刺激性なし	農薬

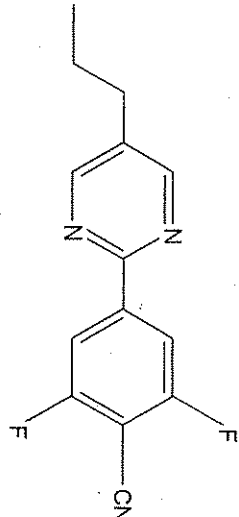
※ 急性毒性: 単回投与 (曝露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) (又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50)): 50%致死量 (濃度) を表し、投与 (曝露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4-シアノ-3,5-ジフルオロフェニルベンチルベンゾアト	<p style="text-align: center;"> $C_{19}H_{17}F_2NO_2$ 分子量 329.35 </p>	原体及びこれを含む製剤	外觀：白色固体 融点：47.2℃ 沸点：300℃以上 溶解性：水にほとんど溶けない。 安定性：常温で安定。揮発性 反応性：水や空気には反応しない。	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ♀ > 2,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L) (ミスト、4時間暴露) ♀ > 5.107 皮膚刺激性 カギビ ♀ 刺激性なし	液晶素子

※ 急性毒性：単回投与（曝露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

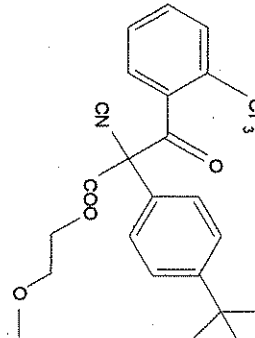
※ LD_{50} (Lethal Dose 50) (又は LC_{50} (Lethal Concentration 50))：50%致死量（濃度）を表し、投与（曝露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主 な 用 途
2, 6-ジフルオロ-4- -(5-プロピルピリ ジン-2-イル) ピン ニトリアル	 <p style="text-align: center;"> $C_{14}H_{11}F_2N_3$ 分子量 259.26 </p>	原体及びこれを 含有する製剤	外觀：白色固体 融点：68.7°C 沸点：300°C以上 溶解性：水にほとんど溶 けない 安定性：室温で安定。不 揮発性 反応性：水や空気には反 応しない	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂♀ > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) (ミスト、4時間暴露) ラット ♂♀ ♂♀ 2.093 < LC ₅₀ < ♂♀ 5.107 皮膚刺激性 ヲギギ 刺激性なし	液晶素子

※ 急性毒性：単回投与（曝露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) (又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50))：50%致死量（濃度）を表し、投与（曝露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

※ いずれのデータも劇物
 以上の毒性（経口毒性
 LD₅₀ < 300mg/kg、又は吸入毒
 性 LC₅₀ < 1.0mg/L、又は経食
 性有り）をもたないことか
 ら、劇物から除外する。

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主 な 用 途
2-メトキシエチル=(R S)-2-(4-tert-ブチ ルフェニル)-2-シア ノ-3-オキソ-3- (2-トリフルオロメチ ルフェニル)プロパノア ート (別名：シフルメト フェン)	 <p> $C_{24}H_{24}F_3NO_4$ 分子量 447.5 CAS No. 400882-07-7 </p>	原体及びこれ を含有する製 剤	外観：白色固体 密度：1.229 g/cm ³ (20℃) 融点：77.9~81.7℃ 沸点：269.2℃ (2.2 kPa) 蒸気圧： $<5.9 \times 10^{-6}$ (25℃) 3.1×10^{-5} (50℃) 溶解度： 水 0.0281 mg/l (20℃) 安定性：室温から 293℃ の範囲で安定 反応性：水や空気には反 応しない	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 雌 >2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 雌 >5,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) (ダスト、4時間暴露) ラット 雌 >2.65 皮膚刺激性 ラット 刺激性なし 皮膚刺激性 ラギ 軽微な刺激性	農薬

※いずれのデータも劇物以上の毒
 性 (経口毒性 LD₅₀ <300mg/kg、又は
 経皮毒性 LD₅₀ <1,000mg/kg、又は吸
 入毒性 LC₅₀ <1.0mg/L、又は腐食性
 有り) をもたないことから、劇物
 から除外する。